

2割負担者 60万人突破 65歳以上受給者の9.5%

2017年4月(5月審査分)時点で、介護保険の2割負担の認定者が60万人に達しました。15年8月から前年の年収280万円以上の65歳以上の介護保険利用者負担割合が2割になりましたが、2割負担者は65歳以上の認定者621万人の9.7%にあたります。

要介護度別の2割負担者割合は、要支援1は11.1%、要支援2は9.6%、要介護1は10.1%、要介護2は9.7%、要介護3は8.9%、要介護4は8.1%、要介護5は7.6%で、全体として重度になるほど2割負担者割合は減る傾向が見られました。

年齢別では、80代後半までは高齢になるほど2割負担者が増え、60代後半6.8%、70代前半7.3%、70代後半7.7%、80代前半9.0%、80代後半12.2%となり、90歳以上で10.2%に下がっています。

各サービス受給者の2割負担者割合をみると、有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護が最も高く18.8%、また医療系サービスも高く、訪問看護12.6%、訪問リハビリ13.0%、通所リハビリ10.5%、居宅療養管理指導13.0%でした。

地域密着型サービスは、夜間対応型訪問介護15.0%、定期巡回・随時対応型訪問介護12.7%、地域密着型特定施設12.5%、看護小規模多機能型11.2%など高いものと、地域密着型特養5.2%、認知症デイ7.3%、小規模多機能型居宅介護7.8%など低いものがあります。施設サービスは、特養4.2%、老健6.3%、介護療養病床6.9%で、全サービス中、特養の2割負担者割合は最も低くなりました。

今年5月、参議院厚生労働委員会での改正法案の付帯決議において、サービス利用や家計への負担など2割負担導入の影響について実態調査を行うことなどが求められています。18年8月からは、年収340万円以上の第1号被保険者は3割負担になります。

サービス別受給者数と2割負担者数(2017年5月分)

	受給者総数	2割負担対象者	割合
居宅(介護予防)サービス計	10,544,289	1,050,499	10.0%
地域密着型(介護予防)サービス計	825,420	73,489	8.9%
施設サービス計	929,753	47,945	5.2%
合計	12,299,462	1,171,933	9.5%

※「受給者総数」には2号被保険者を含む

厚労省・国交省 サ高住「困り込み」対応を通知

厚生労働省と国土交通省は先ごろ「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護サービスとの連携の推進について」の通知を発出しました。自治体に対して、サ高住事業者の「困り込み」への対応を呼びかける内容です。

現在、国交省が実施するサ高住整備の補助要件には、地元市町村への意見聴取が事業者に定められています。通知では、医療介護担当部局も含めた意見聴取手続きの積極的な実施を自治体へ求めました。

具体的には、①郊外などのサ高住入居者に必要なサービスを提供できるよう、医療・介護サービス事業所が地域に存在すること②事業者が近隣事業所の情報提供を行い、特定の事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されていること——の2つの観点から、事業者へ意見を述べる事が考えられるとしました。また地域の実情を踏まえ、こうした内容をサ高住の登録基準として設定できることも、通知では示されています。

集合住宅におけるサービス提供の適正化については、介護給付費分科会でも議題に挙がっています。大阪府の報告書で、サ高住や住宅型有料老人ホームでは、外部の在宅サービスを利用している受給者1人当たりの単位数が高くなっていることから「実態調査を行った上で介護報酬上の対応を検討すべき」と財務省から指摘があり、論点となっていました。